

東京大学の施設または設備等の共同利用に関する安全ガイドライン

平成 25 年 6 月 10 日

環 境 安 全 本 部

1. 目的

東京大学における施設または設備等を共同利用する学内者および学外者に係る安全確保を目的に、安全に関する利用手続きと利用条件等について、具備すべき最低限の要件を整理し、適切な共同利用の安全管理を行うために、この安全ガイドラインを設ける。

2. 施設または設備等の利用の申請

学内の共同利用する施設または設備等（以下「共同利用施設等」）を運営管理する部局または組織の責任者（以下「施設長等」）は、共同利用施設等を利用しようとする者に、各部局等で定める共同利用施設等の利用に関する申請を行わせる。この申請には、以下に掲げる事項を記載する。

- 1) 利用の目的、利用の内容と形態、利用の年次計画、利用者の名簿
- 2) 当該利用者の所属する部局または組織の安全管理責任者への緊急連絡方法

3. 共同利用施設等の利用の内容の事前の承認

施設長等は、利用の申請に基づき、共同利用施設等を利用する者に、東京大学が定める諸規則等（別紙「確認項目一覧」）を把握させた上で、利用を事前に承認する。また、利用者が所属する機関が、この申請について事前に承認しているか確認を必要とする場合がある。

4. 共同利用施設等で使用される物質、設備等の管理

共同利用施設等を利用する者は、以下に掲げる事項を遵守し、施設長等は、これに必要な支援を行う。

- 1) 東京大学化学物質管理規程に掲げるものを、東京大学薬品管理システム（UTCRIS）に登録の上で利用管理する。
- 2) 必要に応じて共同利用施設等で使用される物質、設備等の使用状況及び点検結果を記録する。
- 3) その他、学内の環境・安全に関係する諸規則を遵守する。

5. 共同利用施設等の利用に関する安全講習等

施設長等は、共同利用施設等を利用する者に、必要と認める講習等により安全教育を受講させる。

6. 共同利用施設等の利用状況の把握と利用の終了の際の措置

- 1) 施設長等は、共同利用施設等の利用状況を適切に把握し、不適切な利用等が認められる場合には、共同利用施設等を利用する者に対し、改善指導を行う。
- 2) 施設長等は、共同利用施設等の利用を終了する者に対し、事前に利用の終了に関する報告を行わせる。
- 3) 施設長等は、共同利用施設等の利用を終了する者に対し、施設に持ち込んだものや発生した廃棄物を適切に処分し、施設に残す場合は、「化学物質、設備等の引き継ぎ等に関するガイドライン（平成 22 年 2 月 8 日環境安全本部通知）」を準用した手続きを行わせる。

確認項目一覧

事項	項目	関連法令等	
化学物質 (放射性物質等を除く)	特定毒物・毒物・劇物	東京大学 化学物質 管理規程	毒物及び劇物取締法
	毒薬・劇薬・指定薬物		薬事法
	麻薬・向精神薬		麻薬及び向精神薬取締法 東京大学麻薬取扱いの手引 東京大学向精神薬取扱いの手引
	覚せい剤・覚せい剤原料		覚せい剤取締法
	製造禁止物質		労働安全衛生法 第55条 環境安全指針
	特定物質		化学兵器の禁止及び特定物質の規制等の関する法律
	農薬(使用禁止農薬・販売禁止農薬・その他)		農薬取締法、農薬の販売の禁止を定める省令
	上記以外の化学物質		
高圧ガス等	毒性ガス	東京大学 高圧ガス 管理規程	高圧ガス保安法、一般高圧ガス保安規則 東京大学高圧ガス自主管理基準
	特殊高圧ガス		
	上記以外の高圧ガス		
放射性物質等	表示付認証機器	東京大学の 放射線障害の 防止に関する 管理規程	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 電離放射線障害予防規則
	放射線発生装置		
	放射性同位元素(密封、非密封)		
	放射化物		
	核燃料物質・核原料物質		
	エックス線装置		
上記以外の放射性物質等			
(微)生物・動物等	遺伝子組換え生物等	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法) 東京大学遺伝子組換え生物等の使用等実施規則	
	病原体等	東京大学 感染症発生 予防規程 東京大学 家畜伝染病 発生予防規程	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)、家畜伝染病予防法、東京大学研究用微生物安全管理規則
	実験動物	研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針 東京大学動物実験実施規則	
設備・特殊機器・ 圧力容器等	レーザー(4.3B,3R,2M,1M)	レーザ製品の安全基準(JIS C 6802)	
	労働安全衛生法届出設備等	クレーン、局所排気装置、圧力容器	
その他	法定資格等	潜水作業等	

東京大学の施設または設備等の共同利用に関する安全ガイドライン Q&A

2013/10/7 現在
環境安全本部作成

No.	質 問	回 答
1	<p>「2. 施設または設備等の利用の申請」において、申請の際の記載内容として、2) 当該利用者の所属する部局または組織の安全管理責任者への緊急連絡方法 となっておりますが、「安全管理責任者」という限定的な連絡先だけでなく、様々な緊急連絡先を想定したものにしてほしい。</p>	<p>緊急時に安全管理責任者への連絡体制が整備されていることを目的とした文面です。間接的な方法で当該利用者の所属する部局または組織の安全管理責任者へ連絡がなされる場合も、本ガイドラインの趣旨を満たしているものと考えます。</p>
2	<p>海外からの共同利用者について、事前に事務担当が安全管理責任者等について情報を得る事ができない場合が想定されます。そのような場合、どう対応すれば良いのでしょうか？</p>	<p>緊急時に安全管理責任者への連絡体制が整備されていることを目的とした文面です。 (海外からの共同利用者である場合等) 諸事情で事前に情報を得られない場合は、来日後、速やかに関連の情報を把握することを前提に手続きを進めるようにしてください。</p>
3	<p>外部の研究者が本学に来学することなく、共同(利用) 研究を行っている場合も、この安全ガイドラインの適用となるのでしょうか？</p>	<p>本学に来学しない共同研究者につきましては、本ガイドラインの適用対象外と考えています。</p>